

平成28年度南風原町人事行政の運営等の状況

平成30年2月

南風原町人事行政の運営等の公表

南風原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年南風原町条例第12号)に基づき南風原町の人事行政運営の状況を次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用及び退職の状況(平成28年度) (単位:人)

区分	採用	退職			合計
		定年	勸奨	その他	
町長部局等	14	4	3	0	7
教育委員会	0	0	0	0	0
合計	14	4	3	0	7

(2)職員数の状況(各年4月1日現在) (単位:人)

区分	職員数(人)		対前年増減数	主な増減理由	
	平成27年	平成28年			
普通会計部門	議会	4	4	0	建築及び開発業務増に伴う職員増 児童福祉業務増に伴う職員増
	総務	33	33	0	
	税務	17	17	0	
	労働	0	0	0	
	農林水産	5	5	0	
	商工	3	3	0	
	土木	23	24	1	
	民生	31	32	1	
	衛生	13	13	0	
	計	129	131	2	
教育部門	55	59	4	調理員の退職不補充(△1)	
小計	184	190	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 50.86 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 64.41 人)	
公営企業部	下水道	5	5	0	
	その他	11	11	0	
小計	16	16	0		
合計	200	206	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 55.15 人	
	[219]	[219]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

2 職員の競争試験及び選考の状況

採用試験の実施状況(平成28年度) (単位:人、倍)

職種	申込者数	一次試験 受験者数 A	二次試験 受験者数	最終合格者数 B	倍率 (A/B)
一般行政職	130	113	12	5	22.6
土木職	6	4	3	3	1.3
幼保職	43	33	8	3	11.0
合計	179	150	23	11	13.6

3 職員の給与の状況

(1)人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成26年度の 人件費率
27年度	人	千円	千円	千円	%	%
	37,356	15,723,151	1,281,327	1,688,524	10.74	12.74

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	184	608,861	96,818	229,242	934,921	5,081	5,762

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南風原町	40.9 歳	311,100 円	365,301 円	336,835 円
沖縄県	40.8 歳	308,215 円	363,572 円	336,507 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.7 歳	309,814 円	374,408 円	343,774 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南風原町	49.3 歳	307,400 円	340,642 円	337,425 円
うち調理員	49.3 歳	307,400 円	340,642 円	337,425 円
沖縄県	53.2 歳	351,164 円	397,432 円	378,787 円
国	50.4 歳	287,447 円	— 円	329,358 円
類似団体	50.5 歳	298,826 円	329,060 円	318,116 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

イ 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区分	南風原町	沖縄県	国	
一般行政職	大学卒	176,700 円	176,700 円	176,700 円
	高校卒	144,600 円	144,600 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	142,000 円	142,000 円	—
	中学卒	134,000 円	134,000 円	—

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南風原町	沖縄県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,356 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,513 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~12% ・管理職加算 —	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成28年4月1日現在)

南風原町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	25,315 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)	1,075 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	31,618 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)	17.1 %			
手当の種類(手当数)	8			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成27年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	町税及び国民健康保険税の滞納整理に常時従事する職員	町税及び国民健康保険税の滞納整理に常時従事する職員	620千円	月額6,000円以内
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人を取扱う職員	行旅死亡人の取扱いに従事する業務	0円	日額 1,500円
遺骨拾集手当	遺骨拾集に出向いた職員	遺骨拾集に従事する業務	0円	日額 1,000円
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症防疫作業に従事する職員が感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護に従事したとき、感染症の病原体の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき。	0円	日額 1,500円
野犬等取扱手当	動物の死体処理及び野犬の捕獲作業に従事した職員	動物の死体処理及び野犬の捕獲作業に従事したとき	154千円	日額 1,000円
災害時等勤務手当	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において特に勤務を命ぜられた職員	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において特に勤務を命ぜられたとき	192千円	1時間につき 1,000円
用地交渉手当	公共用地の取得、物件の移転又は権利の補償に関する交渉業務にもつばら従事した職員	公共用地の取得、物件の移転又は権利の補償に関する交渉業務に従事したとき	110千円	日額 500円
徴収手当	下水道使用料及び給食費の徴収を主業務とする職員	下水道使用料及び給食費の徴収を主とする業務	0円	日額 200円

エ 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	50,696 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	283 千円
支給実績(平成26年度決算)	48,491 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	273 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円その2人目から6,500円(16歳から22歳までの子につき5,000円加算 配偶者がいない場合1人については11,000円)	同	—	23,502 千円	232,693 円
住居手当	自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 27,000円以内	同	—	21,256 千円	354,267 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で、バス等を利用している職員に支給 (バス等の交通機関 1ヶ月定期券等の価格)支給限度額35,000円	異	支給限度額が異なる	4,356 千円	41,885 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 課長職 47,000円 部長職 60,000円	異	職務の級及び職の区別に定められた額を支給	12,754 千円	607,333 円

(5) 特別職の報酬等の状況

区分		給 料		月 額		等
給 料 報 酬	町 長	790,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副 町 長	645,000	円	920,000 円/	585,600 円	
	議 長	300,000	円	760,000 円/	536,000 円	
	副 議 長	250,000	円	499,000 円/	227,000 円	
	議 員	233,000	円	430,000 円/	182,000 円	
期 末 手 当	町 長	(平成27年度支給割合)				
	副 町 長	3.15	月分			
議 長	副 議 長	(平成27年度支給割合)				
	議 員	3.10	月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 市 町 村 長	給料月額×在職年数の100分の500	15,800 千円	任期毎		
	備 考	給料月額×在職年数の100分の300	7,740 千円	任期毎		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況(平成28年4月1日現在)

1週間の 勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分から 13時00分まで	土曜日・日曜日

(2)年次休暇の状況(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

総付与日数	総使用日数(A)	全期間在職職員数(B)	1人当たり 平均使用日数 (A/B)
5071.3日	1370.6日	132人	10.4日

- (注) 1 「全期間在職職員数」は、当該年の4月1日から翌年3月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業及び分限休職の事由がある職員並びに派遣職員の数を除く。
- 2 「総付与日数」は、当該年の4月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計である。
- 3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。
- 4 1年について20日の年次休暇が付与される（その年に使用しなかった日数は翌年度に繰り越すことができる。）

(3)特別休暇等の状況(平成28年4月1日現在)

休暇を受ける場合	期間
1 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
2 職員が出産した場合	出産の日の翌日から10週間を経過する日までの期間
3 女性職員が生理のため就業が著しく困難な場合	2日を超えない範囲内において、その都度必要と認められる期間
4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通の制限、遮断	その都度必要と認められる期間
5 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認められる期間
6 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	1週間を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間
7 所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）	その都度必要と認められる期間
8 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認められる期間
9 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認められる期間

10 妊娠障害休暇	7日を超えない範囲内において、その都度必要と認める期間（分割可能）
11 妊娠中の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、分べんの日後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
12 生後1年に達しない子を育てる女性職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回で1回60分。この場合、120分以内でまとめてとることができる。
13 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	5日を超えない期間
14 職員の配偶者が出産する場合で、職員が育児や出産の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	分べんの日前日から30日以内において1日を単位として継続又は分割して5日（再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、7日を超えない範囲内の時間）
15 職員が子に予防接種法（昭和23年法律第68号）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める予防接種を受けさせる場合で、付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	最小限度必要とする時間
16 夏期休暇	6月から10月までの間に5日間（再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内の日数）。ただし、教育機関の職員については学校の夏期休暇の間に与える。
17 行事に参加する場合	職員が社会教育団体、社会福祉団体、農業協同組合、商工会、体育協会、その他公共的団体を代表し参加する場合、その期間
18 旧盆休暇	旧暦7月13日から旧暦7月16日までのうち交替休日を1日与える。

19 忌引	配偶者	10日	
		血族	姻族
	1 親等の直系尊属（父母）	7日	3日
	同卑属（子）	5日	1日
	2 親等の直系尊属（祖父母）	3日	2日
	同卑属（孫）	1日	なし
	2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日	2日
	3 親等の傍系尊属（おじ、おば）	1日	1日
20 父母の祭日	死亡後1年以内の期間で1日		
21 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認められる期間		
22 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年度において、1日を単位として5日以内		
23 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）を行う場合	一の年度において、1日又は1時間を単位として、当該子が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内		
24 疾病、負傷等により日常生活を営むのに支障がある同居の親族等の介護等を行う場合	一の年度において、当該親族等が1人の場合は5日以内、2人以上の場合は10日以内		

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況(平成28年度)

(単位:人)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
処分者数	0	0	5	0	5

(2)懲戒処分の状況(平成28年度)

(単位:人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
処分者数	0	0	0	0	0

6 職員のサービスの状況

(1)営利企業等の従事許可の状況(平成28年度)

区分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	0	0

7 職員の退職管理の状況

再就職者による働きかけ規制

対象者	対象事務・対象行為	規制内容	期間	根拠
営利企業等への全ての再就職者	町と再就職先との間の契約等事務であって離職前5年間の職務に属するものに関する働きかけ	禁止	離職後2年間	地方公務員法第38条の2第1項
	町と再就職先との間の契約等事務であって自らが決定したものに関する働きかけ		定めなし	地方公務員法第38条の2第5項
離職前5年より前に部長級だった再就職者	町と再就職先との間の契約等事務であって離職前5年より前の当該職としての職務に属するものに関する働きかけ		離職後2年間	地方公務員法第38条の2第4項
離職前5年より前に課長級だった再就職者	町と再就職先との間の契約等事務であって離職前5年より前の当該職としての職務に属するものに関する働きかけ			南風原町職員の退職管理に関する条例第2条

8 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)職員研修の状況(平成28年度)

区分	研修名称	受講人数
県内	沖縄県市町村職員研修センター	33
	南部広域市町村圏事務組合	2
	その他	3
県外	市町村アカデミー	4
	全国市町村国際文化研修所	1
	その他	6
自庁	新採用職員研修	7
	総合行政システム業務・操作研修(固定資産税業務研修)	5
	総合行政システム業務・操作研修(申告受付業務研修)	15
	障害者差別解消法研修	52
	例規システム研修	23

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の受診状況(平成28年度)

(単位:人)

内容	対象者	受診者
職員健診	1	1
人間ドック	196	174
脳ドック	8	8
PET	1	1

(2) 地方公務員災害補償状況(平成28年度)

区分	公務災害	通勤災害
認定件数	0	0